意見書案第４号

所得税法第５６・５７条の見直しに向けた検討を求める意見書

小規模事業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に寄与してきた。

しかし、所得税法第５６条により、その小規模事業者を支える家族従業者の働き分である自家労賃は、事業主の所得計算上の必要経費として認められないこととされている。

この規定を原則としつつ、同法第５７条では、事業に専従する親族がある場合は、「青色申告者」については、その給与の実額を必要経費とすることを認めているのに対し、「白色申告者」には、配偶者の場合で最大８６万円、その他の親族の場合は最大５０万円を控除として認めているのみである。

この取り扱いの違いは、「青色申告」は、帳簿等により家計と事業の分離や給与の実態を確認できるためとされているが、平成２６年１月から「白色申告者」にも記帳、帳簿保存が義務化された後も、「青色申告」と「白色申告」では記帳水準に違いがあるとして、いまだに経費算入の在り方に違いが設けられたままである。

そもそも同法第５６条の規定は、親族間の恣意的な所得分割による租税回避を防止する観点から定められたものであるが、制定の前提となった社会環境は変化しており、政府が「働き方改革」で推進する副業・兼業の普及促進との関係等からも、その在り方には再検討の余地がある。

よって国会及び政府においては、家族従業者の労働を適切に評価し、労働実態に応じた税制とするため、所得税法第５６・５７条の見直しに向けた検討を求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和４年（２０２２年）１２月１３日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣
（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに
山口　かずさ山口かずさ議員